

宮崎県相談支援従事者研修事業実施要綱

平成18年4月21日

宮崎県障がい福祉課

(目的)

第1条 本事業は、地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために、「相談支援従事者研修事業の実施について」（平成18年4月21日付け障発第0421001号厚生労働省社会・援護局傷害保健福祉部長通知。以下「部長通知」という。）のほか、この要綱の定めるところにより、宮崎県相談支援従事者研修事業を実施し、必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的とする。

(事業実施主体)

第2条 事業の実施主体は、宮崎県とする。ただし、事業を適当と認められる研修機関等に委託して、実施することができるものとする。

(実施内容)

第3条 研修内容は次のとおりとする。

(1) 研修の種類

- ① 相談支援従事者初任者研修
- ② 相談支援従事者現任研修
- ③ 専門コース別研修

研修のカリキュラムについては、別に定める。

(2) 研修対象者

県内に住民票所在地又は勤務地を有する者のうち、部長通知に定められた要件を満たす者。

(3) 研修講師等

国が行う相談支援従事者指導者養成研修を修了した者を中心として実施する。

(4) 修了証書の交付

研修修了者に対して、必要事項を記載した修了証書を交付することとし、修了者名簿を作成、管理する。

(秘密保持)

第4条 事業実施上知り得た登録者に係る秘密の保持については、厳格に行うものとする。

(その他)

第5条 本要綱に基づいて実施される研修は、指定相談支援の提供に当たる者若しくはサービス管理責任者に当たる者が受講しなければならない研修とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月21日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 2 宮崎県障害者ケアマネジメント体制支援事業実施要綱（平成17年12月19日福祉保健部障害福祉課定め）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成19年9月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。